

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

公 告	ページ	
○争議行為の予告	(雇用労働政策課) <11・28掲示>	1
○第36期高知県労働委員会委員候補者推薦要領	(〃)	1
高知県選挙管理委員会告示		
○高知県知事選挙の当選者の住所及び氏名	<11・28掲示>	1
高知県人事委員会規則		
○公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則		1

公 告

平成19年11月22日付けをもって高知県厚生連労働組合執行委員長町田歩から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成19年11月28日(掲示済)

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 事件
 - (1) 看護師確保及び離職防止対策について
 - (2) 給与の前歴加算の見直しについて
 - (3) その他の要求について
- 2 日時

平成19年12月3日午前零時以降、本問題の要求解決に至るまでの期間
- 3 場所

高知県厚生連の全職場又は一部の職場
- 4 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為を行う。

高知県労働委員会の第36期委員を任命したいので、労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、推薦資格のある労働組合又は使用者団体は、次の要領によりそれぞ

れ労働者委員又は使用者委員の候補者を推薦してください。

平成19年12月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 第36期高知県労働委員会委員候補者推薦要領
- 1 候補者を推薦する者の資格
 - (1) 労働者委員の候補者を推薦する者の資格

本県の区域内のみに組織を有する労働組合であって、労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条及び第5条第2項の規定に適合することを高知県労働委員会に証拠を提出して立証したものであること。
 - (2) 使用者委員の候補者を推薦する者の資格

本県の区域内のみに組織を有する使用者団体であること。
 - 2 候補者資格

特別の資格条件を要しない。ただし、労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項の規定により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。
 - 3 委員の定数及び任期

委員の定数は労働者委員及び使用者委員各5人で、委員の任期は2年とする。
 - 4 推薦手続
 - (1) 推荐資格のある労働組合は、県所定の推薦書にその推薦資格を立証する高知県労働委員会の組合資格審査決定書の写しを添えて推薦すること。
 - (2) 推荐資格のある使用者団体は、県所定の推薦書にその推薦資格を立証する定款又は規約等を添えて推薦すること。
 - 5 推薦締切日

平成20年1月21日(月)
 - 6 推荐書の提出先

高知県商工労働部雇用労働政策課

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第145号
平成19年11月25日に行った高知県知事選挙において当選した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成19年11月28日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

住所	氏名
高知県高知市鴨部二丁目8番18-8号	尾崎 正直

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

人事委員会規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月11日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明
高知県人事委員会規則第35号

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年高知県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1春野町の項を削る。

別表第3中

こうち人づくり広域連合	事務局長 会計管理者
-------------	------------

を

こうち人づくり広域連合	事務局長 会計管理者
高知県後期高齢者医療広域連合	事務局長 事務局次長 会計管理者

に改める。

附 則

この規則中別表第3の改正規定は公布の日から、別表第1春野町の項を削る改正規定は平成20年1月1日から施行する。